

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第13号 (平成23年8月9日認定決定)

大豊産業株式会社(高松市)



次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、左の認定マークを求人広告、自社の商品、封筒や名刺などにつけることができます。

このマークをつけることにより「次世代育成支援対策に取り組み、社員を大事にする企業」であることを広くアピールすることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などを期待することができます。

計画期間中の主な取組

◇労働者数 149人(うち女性23人) ◇計画期間 平成20年11月1日から平成23年7月31日
◇業種 機械器具卸売業

[両立応援ガイドブックの作成]

出産・育児・介護の両立をサポートするため、「両立応援ガイドブック」を作成し従業員に周知しました。

[代替要員確保の社内マネジメントルールの作成]

「育児・介護休業中の代替要員確保の社内マネジメントルール」、「育児参加計画書」を作成し、管理職、従業員に対し周知を行いました。

[制度を利用しやすい環境づくり]

仕事と家庭を両立できる職場環境を目指す会社の決意を「ワーク・ライフ・バランス宣言」として表明。

計画の当初からくるみんマークを取得することを目指し、目標の達成だけでなく制度の拡充や制度利用者の促進に努めました。

社内イントラネットを活用し、会社の方針や制度改定の内容等を発信し従業員が情報収集しやすいよう工夫しています。両立支援の相談窓口を設置しその周知を行っています。

[所定外労働の削減]

ノー残業デーを推進し所定外労働の削減に向けての情報を社内イントラネットでくり返し発信し、従業員の意識啓発をはかりました。

[育児休業等の取得状況]

男性1人が育児短時間勤務を取得し、女性1人が育児休業を取得しました。

企業からひとこと

弊社では、「仕事と家庭の両立」を支援する制度の整備を図ってまいりましたが、制度の浸透や活用はこれからです。今後は、社員が積極的に取得しやすい職場環境作りに取り組んでまいります。



育児休業者とそのお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、
香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)